

平成 28 年度 第 4 回教育問題審議会 会議録

日時：平成 28 年 4 月 25 日（月）

午後 3 時～午後 4 時 10 分

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○会長

本日は御多用の中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいまから第 4 回教育問題審議会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、委員の委嘱及び本日の委員の出席状況につきまして、事務局よりお願いしたいと思います。

○教育部長

今回の会議から年度変わりということもございまして、その関係で 3 名の委員が交代し、新たに委嘱をいたしまして、本日出席をいただいております。

事前に御配付しております資料で、資料 1 というものがございます。この審議会の委員の名簿でございますが、そちらのほうも御参照いただきたいと思います。お名前の後に米印を打っておりますのが、新たにお願いをしております 3 名の委員でございます。

まず 1 行目の O 委員でございますけれども、幼稚園の園長会代表で、前任の F 委員が 3 月末で退職されたため、その後任として今回委員をお願いいたしております。

○○委員

O です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長

それから、その表の中ほどになります 7 行目の P 委員につきましては、泉南市の副市長でございます。前任の J 氏が 3 月末で退任をされ、P 氏が 4 月 1 日に副市長に就任されましたので、委員をお願いいたしております。

○P 委員

P です。よろしくお願いします。

○教育部長

その一つ下、Q 委員につきましては、小学校校長会の代表ということで、前任の E 氏が 3 月末で退職されたため、その後任として今回委員をお願いしております。

○Q 委員

Q です。どうぞよろしくお願いします。

○教育部長

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は A 委員からは欠席、それから D 委員からは遅参の旨の通知を事前にいただいておりますことを御報告いたします。

委員 14 名中、現在 12 名の御出席をいただいている状況でございます。

○会長

それでは、O委員、P委員、Q委員、よろしくお願いいたします。

ただいま報告がありましたように、本日は既に出席委員が過半数を超えておりますので、この審議会は適法に成立しておりますことを御報告させていただきます。

続きまして、資料の確認につきまして、事務局お願いします。

○教育部長

では、配付させていただきました資料の確認をお願いしたいと思います。

本日の資料としましては、事前に御配付をさせていただいております、ただいまの資料1の教育問題審議会委員名簿。冊子になっております泉南市教育振興基本計画案、そしてこれに加えて、本日はお手元のほうに資料3として配付させていただいているものがございます。ホッチキス留めで2枚ものがございます。これは資料2の追加修正分になってございます。それから資料4としまして、前回、第3回のこの審議会の議事録をお配りいたしております。

資料は以上でございますが、不足がございましたらお知らせいただければと思います。

○会長

当審議会は原則公開となっております。本日の傍聴の申し込みについては、どのようになっていますでしょうか。

○教育部長

現在までのところ、傍聴の希望者はございません。

○会長

わかりました。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は第3回審議会におきまして審議された教育振興基本計画の素案の修正を中心議題として審議いたしたいと思います。

資料2の網かけ部分、本日の資料3が修正部分というふうにただいま説明がありました、事務局から説明をお願いいたします。

人権教育課長。

○人権教育課長

それでは前回の審議会にお示した教育振興基本計画の素案の修正ということで提案させていただきます。

初めに、修正については、ほぼ今回が最終になるということで、前回、審議会委員の皆様に出していただいた意見に加えて、事務局のほうで教育大綱との整合性を含めまして、最終チェックをいたしました箇所も加えております。

そこも含めまして事前配付の資料2、本日配付の修正分の資料3をもとに説明していきたいと思います。

まず資料2をご覧ください。2ページ目でございます。2ページ目の上から5行目、それから(4)の2行目になります。

小・中一貫校を視野に入れたと書いておりましたが、後の8月からの論議の縛りになってはいけないということも、この間御意見いただきましたので、小・

中一貫教育を視野に入れたシステム、または小・中一貫教育を視野に入れた小・中連携という形でここは訂正させていただいております。

続きまして8ページをご覧ください。ここは教育委員会内部で論議しましたところ、中学校の正答率の表記について、ほぼ横ばいという言い方が少し曖昧なところがあるということもございまして、事実と向き合うということで、大阪府、全国と比べ正答率の低いということが続いているという表現に変えさせていただくとともに、下のグラフの右側でございしますが、前回まで大阪府の平均を1として下に書いておりますが1の実線がはっきりしておりませんでしたので、1の実線を明示してグラフ化しております。そのように変えさせていただいております。

続きまして11ページ。確かな言葉でというところがわかりにくいというお話がありましたので、自分の気持ちや考えを言語化し他者に伝えようというふうに変えさせていただいております。

続きまして12ページ。こちらにつきましては、本日配付の資料3の修正、13ページの修正をご覧ください。

前回、こちらの文言が共働き・ひとり親家庭に対するステレオタイプのイメージを押しつける感があるのではないかという意見がございましたので、少し変えさせていただいております。資料3の修正のほうの部分で読ませいただきます。

「しかし今、本市の子どもたちの家庭の社会経済的背景を見ると、働くこと、生活することに追われ、子どもと保護者が向き合う時間がなかなかとれない家庭も少なくありません。そのような状況の中で、「子どもの変化に気づけない」保護者、「わが子に寂しい思いをさせているのではないか」という思いから、「子どもの背中を押せない」、「子どもにモノを買い与えることで何とか関係を築こうとする」保護者の姿も見られます。また、経済的に安定しているように見える家庭においても、祖父母等の支援を受けて何とか現状を維持しながら、将来への不安を抱きつつ生活しているなど、丁寧な実態把握をしないと統計的な数字に表れない事例もあります。その他、精神的に不安定な状況にいる保護者、地域の中で孤立している保護者も見られ、結果として、家庭の社会経済的背景の厳しい保護者ほど、教育への意識や学校とのつながり、地域、社会とのつながりが希薄になっている現状があります。」というふうに変えさせていただきました。

資料2の13ページ下の部分をご覧ください。学び直しをしていく主体は誰だということがわかりにくいということがございましたので、「保護者を含めた地域住民が保育・教育にむきあうことで、自分自身が学び直しをしていく」というふうに文言を変えさせていただいております。

続きまして16ページをご覧ください。今日は修正されていないですが、こちらの図の基本方針6から実線が出ておりませんので、基本方針6からの線も入れるという形で訂正させていただきたいと思っております。

続きまして、18ページをご覧ください。これも前回、学力向上のところにI

C Tの活用を明記したほうがいいのではないかなという話がありましたので、18 ページの②のところでございますが、3 行目から読ませていただきます。

「また、学校として組織的な事業の工夫改善に取り組み、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導や魅力ある授業づくりに努める共に、I C T等を活用した学習環境の整備を進めます。」というふうに変えさせていただきました。

続きまして19 ページの⑧でございます。給食があるのは小・中学校ということなので、小・中学校の給食というふうに変えさせていただいております。

続きまして20 ページの④、この市長や教育長に具体的な声を反映できる仕組みというのは、切迫した事例についてということになっていたのではないかという意見がありましたので、「切迫した事例については子ども等からの声を市長や教育長に直接届ける仕組みを活用して解決に当たると共に、それを通して意見を聴取し、広く教育施策に反映します。」というふうに変えさせていただきました。

③とのつながりがわかりにくいということだったので、そこ④と⑤の順番を変えております。③の相談、救済システムと、④の声を反映させる仕組みが続くように順番を入れかえております。

続きまして⑥です。こちらは教育大綱との整合性をチェックしたところ、モデル校の構築というところが抜けておりましたので、そこを最後、「人権啓発・人権教育の取り組みを推進すると共に、行ってみたいと思えるモデル校を構築し、その理念を広げることで市全体の教育力の向上を図ります。」という教育大綱に記載している文言を入れさせていただいております。

⑦は学校規模の適正化のところの基本理念のようところが抜けているという御指摘がありましたので、2 ページ目の（4）計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校のあり方検討というところと整合性を含める文章に変えさせていただきました。読ませていただきます。

20 ページの⑦でございます。

「本計画で示した教育理念の実現を図るため、その教育環境の整備として、学校規模の適正化を視野に入れた学校のあり方について検討し、基本方針を策定します。基本方針策定に当たっては、小中一貫教育を視野に入れた小中連携、学校・家庭・地域のつながりの力で子どもの未来を拓く教育コミュニティの拠点としての学校の役割を重要な視点に入れ、泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針及び泉南市公共施設等最適化推進基本計画との整合性を図ります。」というふうに変えさせていただきました。

21 ページのリード文でございます。上の四角囲みの文でございます。こちらは、小・中学校だけではなく、幼稚園の環境の充実ということも含めますので、小・中というのを削除させていただいております。

下④でございます。道路設置者ではなく、道路管理者ということで訂正させていただきます。

続きまして22 ページの④、こちらは先ほど申しました生涯学習の主体は誰かということ、先ほどもありました箇所と同じように整合性を持たせまして、

「保護者を含めた地域住民が保育教育にむきあうことで、自分自身が学び直しをしていく」という、先ほどの文言と整合性を取っております。

23 ページの 1 行目、ここは表記の問題でございますが、障害者、高齢者等を含むという文章に変えさせてもらっております。

続きまして 24 ページの上の四角囲みのところでございますが、これが本日修正の資料 3 の 2 枚目のところになっております。本日修正の資料 3 の 2 枚目の文の上の四角囲みですが、ここは教育大綱とは違い、教育委員会が主語で書くということで、市長と教育委員会はとあるところを、教育委員会は市長と共にという形で文言を修正させていただいております。

最後、②でございます。一般施策という言葉でなく、関連諸施策という言葉が適当ではないかという御意見がございましたので、一般施策を関連諸施策というふうに変えさせていただいております。

以上、修正部分でございます。

○会長

ありがとうございます。前回出された御意見について、事務局で基本計画に反映をしていただきましたが、ただいまの説明、またこの基本計画について、御意見、御質問がございましたら出していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方、特に気になる点などございませんでしょうか。前回までの議論、あるいは我々のほうから指摘をさせていただいた部分については、ほぼ反映されていると思いますが、さらに何か気になる点とか、つけ加える点等ございましたら、出していただけたらと思います。

特にございませんでしょうか。

それでは我々が前回まで出した意見については、この基本計画に盛り込まれているというふうに判断いたします。続きまして議案の 2 つ目に移っていきたいと思います。

今後の予定についてでございます。

このように修正後出していただいた教育振興基本計画について、特にきょう、追加の御意見、御質問等がございませんでしたので、これを来月、改めてこの案をとった形で、そしてこの斜線とか網かけというものがない形で確認をするということについても、大変労力をかけて集まっていただくということは申しわけないというふうに思いますので、よろしければ事務局で、網かけ、斜線をとった上で、案をとって、答申という形にさせていただきたいと思います。正式な答申につきましては、後日、諮問をいただきました教育長に、会長といたしまして私と副会長が代表して、5 月に提出という形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

－ 一同異議なし －

○会長

よろしいでしょうか。それでは、今、御賛同いただきましたので、特に修正なしということで、そのような形で教育長に提出をさせていただきたいと思い

ます。

それでは、最終的な案のとれた文書につきましては、本日御欠席の委員も含めまして審議会答申として事務局から文書でお送り願いたいと思います。

それ以降の予定につきまして、事務局からお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

今後の予定でございますが、第1回審議会でも申し上げましたとおり、答申をいただいた後は、教育改革推進本部、教育委員会内にございます推進本部におきまして、教育振興基本計画の案を作成し、市民の皆様にパブリックコメントをいただき、その後、教育委員会の会議で協議し、正案ということで進めていきたいと考えております。

なお、その後の予定でございますが、これも第1回会議で申し上げましたとおり、今回策定いたしました教育振興基本計画に則りまして、学校規模適正化を視野に入れた今後の学校の新たなあり方を考える基本となる方針の策定に向けて、8月から2月にかけての審議会でも審議いただく予定になっております。それについての諮問は改めて8月に、本審議会でもいたしたいと考えております。

なお、後半の審議会につきましては、学校のあり方の具体的な考え方を問うために、広く市民の皆様、保護者の方の意見を聞く必要があると考えております。そのため審議委員につきましては、このメンバーに加えまして市民公募の方々、PTA代表の方々、学校関係者などを増員する形で考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○会長

この件につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

それでは、続きまして議案の3番目、議事録について、事務局からお願いいたします。

人権教育課長。

○人権教育課長

資料4といたしまして、前回の第3回会議の議事録を配付しております。この議事録につきましても、お名前をアルファベットにして、市ホームページへ公開をいたしたいと思います。もし間違いがございましたら、5月13日金曜日までに人権教育課までお申し出をお願いいたします。訂正の上、公開したいと考えております。

人権教育課の電話番号、議事日程の下に書いておりますので、そちらに電話をしていただきたいと思います。

なお、本日の会議の議事録につきましても、でき上がり次第、委員の皆様に配付し、了解の上、公開したいと考えておりますので、その節はよろしくお願いいたしますと思います。

○会長

この件につきまして、何かございますでしょうか。

- 一同異議なし -

○会長

それでは異議なしというお声をいただきましたので、最後の議案、その他になっておりますが、事務局から何かありましたら提案をお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

今回の教育問題審議会について、先ほども申し上げましたとおりに、8月から、これからの学校の新たなあり方を考える基本となる方針の策定に向けまして、改めて諮問をさせていただき、審議のスタートをお願いしたいと思います。

8月の審議会の日程はまだ決まっておりませんが、決定次第、改めて連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長

これで第4回の審議会として予定しておりました議案事項、一通り終了いたしました。

それでは本日の第4回の審議会、これで終了したいと思います。次回8月にお会いしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 閉会 —